

## 入 札 説 明 書

中部地方整備局三重河川国道事務所の「平成21年度 中勢道路津地区道路詳細設計業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 平成21年 8月 6日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所 徳元 真一  
津市広明町297

3. 業務の概要

(1) 業 務 名 平成21年度 中勢道路津地区道路詳細設計業務（電子入札対象案件）

(2) 業 務 内 容

本業務は、一般国道23号中勢道路（以下「中勢道路」という）の12工区における路面排水について、既存河川等までの排水及び流末施設等の排水設計を行うとともに、5工区、8-2工区、10-3工区から13工区までの区間における道路附属物等の道路詳細設計を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

1. 排水設計 N=1式（No.1200～No.1330）

中勢道路12工区において、相川及び天神川へ流下させる流末構造を検討し、詳細設計を行うものとする。

また、流末構造の検討では、中勢道路の建設によって流出係数が増加するため、既存河川への影響を最小限にする排水処理を検討するものとする。

なお、河川へ流下させる流末構造については、業務着手後に河川管理者との協議（協議資料作成は本業務に含む）により調整決定する予定であるが、一部の路面排水は下水道（津市事業）で排水処理するものとしている。

2. 道路詳細設計 N=1式（No.143～No.1455）

中勢道路の以下の箇所において各詳細設計を行うものとする。

1) 中勢道路5工区 情報BOX詳細設計 L=2.2km（No.143～No.253）

情報BOXの経路を設定し、情報BOXの詳細設計を実施するものとする。

- ・基本経路：中勢道路の歩道（中勢道路の車道に隣接する歩道）

上記以外の場合は、中勢道路の路肩

2) 中勢道路 8-2 工区 情報BOX詳細設計 L = 0.92km (No.497 ~ No.543)

情報BOXの経路を設定し、情報BOXの詳細設計を実施するものとする。

- ・基本経路：中勢道路 5 工区と同じ

3) 中勢道路 8-2 工区 横断歩道橋詳細設計 N = 1 橋 (No.525 付近)

中勢道路の三行地区において完成供用断面に対応した横断歩道橋詳細設計を実施するものとする。

設計条件

桁形式：H型

構造形式：単純桁

渡架形式：一方向横断型

昇降形式：斜路付階段

完成断面：25.25m (3.50+1.25+3.50@2+1.75+3.50@2+1.25+3.50)

4) 中勢道路 10-3 工区 情報BOX詳細設計

L = 0.90km (No.1055 ~ No.1100)

情報BOXの経路を設定し、情報BOXの詳細設計を実施するものとする。

- ・基本経路：中勢道路 5 工区と同じ

5) 中勢道路 1 1 工区 情報BOX詳細設計

L = 1.96km (No.1100 ~ No.1198)

情報BOXの経路を設定し、情報BOXの詳細設計を実施するものとする。

- ・基本経路：中勢道路 5 工区と同じ

6) 中勢道路 1 1 工区 軟弱地盤検討 N = 1 箇所 (No.1147)

高盛土区間の軟弱地盤検討を実施するものとする。

7) 中勢道路 1 2 工区 函渠工詳細設計 N = 2 箇所 (No.1215、No.1238)

箱形函渠の詳細設計を、以下の設計条件により実施するものである。

設計条件 (No.1215)

予備設計：予備設計成果無し

標準設計：使用しない

断面数：1 断面

斜角：90°

ウイング：両側設計

内空断面：W = 2000 × H = 1800（水路BOX・管理用通路付）

設計条件（No.1238）

予備設計：予備設計成果無し

標準設計：使用しない

断面数：1断面

斜 角：90°

ウイング：無し

内空断面：W = 3500 × H = 2000（水路BOX）但し、内空断面は水路管理者との設計協議後（協議資料作成は本業務に含む）に決定するものとする。

8）中勢道路12工区 横断歩道橋詳細設計 N = 1橋（No.1301）

中勢道路の久居野村地区において完成供用断面に対応した横断歩道橋詳細設計を実施するものとする。

設計条件

桁形式：H型

構造形式：単純桁

渡架形式：一方向横断型

昇降形式：斜路付階段

完成断面：25.25m（3.50+1.25+3.50@2+1.75+3.50@2+1.25+3.50）

9）中勢道路13工区 情報BOX詳細設計 L = 1.32km（No.1362～No.1384、No.1386～No.1399、No.1411～No.1429、No.1442～No.1455）

情報BOXの経路を設定し、情報BOXの詳細設計を実施するものとする。

・基本経路：中勢道路5工区と同じ

10）中勢道路13工区 歩道詳細設計 L = 0.04km（No.1453～No.1455、No.1476～No.1478）

雲出川堤防に取り付く歩道の詳細設計を実施するものとする。

・歩道幅員：3.0m

（4）履行期限 平成22年 3月26日

（5）入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きにおいて、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

また、本手続きは、競争参加資格確認申請書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：中部地方整備局 三重河川国道事務所 経理課

〒514-8502 三重県津市広明町297

TEL 059-229-2212

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

#### (6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・電子成果品（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）２部
- ・その他資料１式

### 4. 競争参加資格

#### (1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

##### 1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

##### a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会

社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、②については、会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

C) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

2) 設計共同体

1) ①から③に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年8月6日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成21年度 中勢道路津地区道路詳細設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：道路詳細設計に関する業務

類似業務：道路予備設計（道路予備修正設計を含む）に関する業務

#### (4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

技術士（建設部門）、土木学会が認定した特別上級技術者（交通分野又は設計分野）、上級技術者（交通分野又は設計分野）、1級技術者（交通分野又は設計分野）、RCCM（道路部門）、これらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：道路詳細設計に関する業務

類似業務：道路予備設計（道路予備修正設計を含む）に関する業務

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

なお、全ての手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

(7) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

①実施方針

②業務実施体制

③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

1) 流出係数増加に伴う既存河川への影響を最小限にする排水処理について

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

## 5. 担当部局

〒 514-8502 津市広明町 2 9 7

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

①経理課：契約手続きに関すること。

電 話 059-229-2212 F A X 059-229-2266

メールアドレス：keimie@cbr.mlit.go.jp

②調査第二課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電 話 059-229-2220 F A X 059-229-2238

メールアドレス：miechou2@cbr.mlit.go.jp

## 6. 競争参加資格確認申請書等の提出等

(1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別記様式1)及び「資料」(別記様式2～7)、技術提案書フィールドに「技術提案書」(別記様式8～11)をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下  
画像ファイル JPEG及びGIF形式  
圧縮ファイル LZH形式

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が3MBを超える場合は、郵送(書留郵便に限る。)、又は電送で提出すること。郵送又は伝送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

- ①郵送又は電送する旨の表示
- ②郵送又は電送する書類の目録
- ③郵送又は電送する書類のページ数
- ④発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：別表②のとおり。
- ・提出先：５．①と同じ。

（３）技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を中部地方整備局建設コンサルタント選定委員会において行う。

（４）競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

（５）その他

- ①競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。
- ④提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。  
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 ５．②と同じ。

７．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （１）競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- （２）上記（１）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、支出負担行為担当官中部地方整備局長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- （３）上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日以内に書面により行う。
- （４）競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ・受付場所：５．①に同じ
  - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く１０時００分から１６時００分まで

８．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高

い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

## (2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)、4) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は 0 点とする。

1) 基本事項評価 (企業)

2) 基本事項評価 (技術者)

3) 技術提案書

4) ヒアリング

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は 20 点とする。

③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値 (評価値) をもって行う。

## (3) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の 10 % を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大 20 点まで減ずるものとする。

## (4) 技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

### ①基本事項 (企業) について

| 評価項目 | 評価基準                                  | 配点 | 得点 |
|------|---------------------------------------|----|----|
| 業務実績 | 平成 11 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。    |    | 3  |
|      | ①同種業務の実績がある。                          | 3  |    |
|      | ②類似業務の実績がある。                          | 0  |    |
| 業務成績 | 提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 |    | 3  |

|                 |                                                                                                                                                                         |     |     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
|                 | <p>※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。</p> <p>また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。</p> |     |     |
|                 | ①75点以上                                                                                                                                                                  | 3   |     |
|                 | ②70点以上75点未満                                                                                                                                                             | 2   |     |
|                 | ③65点以上70点未満                                                                                                                                                             | 1   |     |
|                 | ④60点以上65点未満                                                                                                                                                             | 0   |     |
| 業務拠点            | 業務拠点を以下のとおり評価する。                                                                                                                                                        |     | 3   |
|                 | ①三重河川国道事務所管内に本社(店)、支社(店)、営業所等を有する。                                                                                                                                      | 3   |     |
|                 | ②上記以外。                                                                                                                                                                  | 0   |     |
| 企業信頼度（指名停止等の措置） | 技術提案書提出日より以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じるものとする。                                                                                                                |     | - 5 |
|                 | ア) 営業停止又は指名停止期間処置後6ヶ月。                                                                                                                                                  |     |     |
|                 | イ) 文書注意後2ヶ月                                                                                                                                                             |     |     |
|                 | ウ) 口頭注意後1ヶ月                                                                                                                                                             |     |     |
|                 | ①処分を受けていない                                                                                                                                                              | 0   |     |
|                 | ②処分を受けている                                                                                                                                                               | - 5 |     |

## ②基本事項（技術者）について

| 評価項目 | 評価基準                                                                                                                                                                                                               | 配点 | 得点 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| 業務実績 | 平成 11 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。                                                                                                                                                                                 |    | 3  |
|      | ①同種業務の実績がある。                                                                                                                                                                                                       | 3  |    |
|      | ②類似業務の実績がある。                                                                                                                                                                                                       | 0  |    |
| 業務成績 | <p>提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。</p> <p>※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。</p> <p>また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。</p> |    | 3  |

|                  |                                                                                                                           |   |   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
|                  | ① 75点以上                                                                                                                   | 3 |   |
|                  | ② 70点以上75点未満                                                                                                              | 2 |   |
|                  | ③ 65点以上70点未満                                                                                                              | 1 |   |
|                  | ④ 60点以上65点未満                                                                                                              | 0 |   |
| 技術者信頼度<br>(優良表彰) | 平成16年以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。<br>なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 |   | 3 |
|                  | ① 優良表彰の受賞実績がある                                                                                                            | 3 |   |
|                  | ② 優良表彰の受賞実績がない                                                                                                            | 0 |   |

### ③技術提案書

| 評価項目          | 評価基準                                                                                                              | 得点 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 実施方針          | 実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価業務の目的、条件、内容が簡潔に表現されており理解度が高い場合に優位に評価する。 | 10 |
| 業務実施体制        | 実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。                                                   | 10 |
| 特定テーマに対する技術提案 | 特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。                                               | 10 |

### ④ヒアリング

| 評価項目          | 評価基準                                                   | 得点 |
|---------------|--------------------------------------------------------|----|
| 業務実績及び専門技術力   | 業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価する。  | 8  |
| 取り組み姿勢及び技術対話力 | 業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や技術提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価する。 | 4  |

## 9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、

電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：5. ①と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：三重河川国道事務所 調査第二課

②閲覧期間：回答の翌日から平成21年9月17日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

#### 10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。(紙入札の場合も同じ。)

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により中部地方整備局三重河川国道事務所経理課まで持参すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

#### 11. 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

#### 13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

#### 14. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容又はヒアリングの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

##### ①技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

##### ②ヒアリング

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- ・本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

#### 15. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記8 (1)により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、

価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

(2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

#### 16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(3)について実施するものとする。

##### (1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次の①から④のいずれかを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、①又は②のいずれかを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

① 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の実績を有する者を担当技術者として配置する。

② 過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務において管理技術者としての実績を有する者を本業務の技術者として1名以上配置する。

③ 受注者が行う当該業務の照査に加え、第三者による照査を受注者の負担において実施する。

照査を実施する第三者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

1) 予算決算及び会計令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。

3) 中部地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

4) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。

5) 第三者による照査を実施する技術者は、特記仕様書第7条照査技術者の資格要件を満たすものであること。

なお、第三者による照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第7条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、土木設計業務等委託契約書第40条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第三者による照査を実施した者が責任を負うものではない。

- ④ 当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。

また、損害補填の期間は、平成23年3月31日までとする。

## (2) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

## (3) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

## 17. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。

- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に書面により行う。

- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・受付場所：5. ①と同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

## 18. 再苦情申立て

- (1) 分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）

・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）

・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

## 19. 手続きにおける交渉の有無 無。

20. 契約書作成の要否

土木設計業務等委託契約書（現場調査業務有）により契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前払金 有 部分払 無

22. 火災保険付保の要否 否。

23. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ②と同じ

24. 競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

競争参加資格確認申請書等の様式は、別添（A 4 判）のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

（1）競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－1）により作成するものとする。

（2）競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式－2～7）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

①競争参加資格確認資料に関する留意事項

| 記 載 事 項                     | 内 容 に 関 する 留 意 事 項                                                                                                                                  |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入札参加希望者の<br>業務拠点            | ・ 中部地方整備局管内の業務拠点を記載する。<br>・ 記載様式は様式－3 とする。                                                                                                          |
| 入札参加希望者の<br>同種又は類似業務<br>の実績 | ・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。<br>・ 記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。<br>・ 記載する業務の件数は、3 件とする。<br>・ 記載様式は様式－4 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A 4 判 1 枚以内に記載する。 |
| 配置予定管理技術<br>者の経歴等           | ・ 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。<br>・ 手持ち業務は平成21年 8 月 3 1 日現在、国土交通省以外の発注者                                                                               |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | <p>(国内外問わず。)のものも含めすべて記載する。</p> <p>手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載様式は様式－5とする。</li> </ul> <p>なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。</p>                                                         |
| 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。</li> <li>・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する業務の件数は、3件とする</li> <li>・記載様式は様式－6とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。</li> </ul> <p>なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。</p> <p>レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をA4判1～3枚に記述した資料及び経歴書とすること。</p> <p>なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。</p> |
| 業務実施体制                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。</li> <li>・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。</li> </ul> <p>①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。</p>                                                                                                                                                                                              |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>②各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できること。</p> <p>③各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。</p> <p>④一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・記載様式は様式－7とする。</li> <li>・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。</li> </ul> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ②業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

## （３）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８～１１）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された

事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

①技術提案書の内容に関する留意事項

| 記載事項   | 内容に関する留意事項                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務の実施方針について簡潔に記載する。</li> <li>・ 記載様式は様式－ 9 とし、A 4 判 2 枚以内に記載する。</li> </ul>                                                                                                                                                       |
| 業務実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務の実施体制について簡潔に記載する。</li> <li>・ 記載様式は様式－ 1 0 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 特定テーマ  | <p>特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。</p> <p>「流出係数増加に伴う既存河川への影響を最小限にする排水処理について」を簡潔に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない</li> <li>・ 記載様式は様式－ 1 1 とし、1 テーマにつきA 4 判 2 枚以内に記載する。</li> </ul> |

②既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- 1) 資 料 名：平成 1 9 年度 中勢道路細部設計業務  
平成 1 9 年度 中勢道路木造高架橋橋梁詳細設計業務  
平成 2 0 年度 中勢道路構造物細部設計業務  
平成 2 0 年度 中勢道路情報施設設計業務

2) 閲覧場所：5. ②のとおり。

3) 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで（事前に5. ②の担当部局に連絡すること。）

25. ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

- (1) 実施場所：中部地方整備局三重河川国道事務所
- (2) 実施日時：別表⑥のとおり
- (3) ヒアリングの日時は協議の上、決定する。

2) ヒアリングの時間、留意事項は別途通知する。

- 3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- 4) ヒアリングは予定管理技術者に対して行うものとする。

## 26. 見積書の提出

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等の提出時に本業務に係る見積書の提出の提出を行うものとする。

見積書は、別紙見積書様式により作成すること。なお、様式－１２の内訳書については、適宜項目を追加・削除して作成すること。

## 27. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
  - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
  - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514  
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
  - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、中部地方整備局総務部契約課 電話052-953-8138 へ連絡すること。

別表

|   |                      |                                                                 |
|---|----------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ① | 競争参加資格確認通知の日         | 平成２１年　９月　４日                                                     |
| ② | 競争参加資格確認申請書等の提出期間    | 平成２１年　８月　７日から<br>平成２１年　８月３１日までの１０時から１６時まで<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  |
| ③ | 入札説明書の内容についての質問の受付期間 | 平成２１年　８月　７日から<br>平成２１年　９月１０日までの１０時から１６時まで<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  |
| ④ | 入札書の受付期間             | 平成２１年　９月１６日１０時００分から<br>平成２１年　９月１７日１６時００分まで<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) |
| ⑤ | 開札の日時                | 平成２１年　９月１８日１１時００分<br>三重河川国道事務所経理課                               |
| ⑥ | ヒアリングの実施期間           | 平成２１年　９月　９日                                                     |